



社会保険労務士
朝比奈事務所 NEWS

〒102-0073

東京都千代田区九段北1-3-4 九段清新ビル4階

Tel : 03-5212-2192 Fax : 03-5212-2299

http://www.sr-asahina.jp/ asahina@sr-asahina.jp

通勤災害時の療養の給付について

【原則】 通勤災害に該当し、療養の給付を受ける場合には、労災指定病院及び指定薬局に「療養の給付たる療養の給付請求書（16号の3）」を提出することが原則です。
なお、治療費は無料（一部例外あり）となります。

【例外】

問：通勤途中にけがをしてしまった者が、通常（いわゆる私傷病）のけがの場合と同じく健康保険または国民健康保険で治療（被保険者3割負担）を受けてしまった。その際に、費用返還（労災に該当する場合、被災者負担は無し）の手続き等はどうなるのか・・・？

1. 労災指定病院である医療機関にかかった場合

答：当該病院が、管轄社保・市区町村等へ診療報酬（被保険者負担3割を除く残り7割分）を請求していない。

*請求済の場合は、下記（case1）と同様

→「療養の給付たる療養の給付請求書（16号の3）」を当該病院に提示のうえ、3割負担分を返還してもらい、その後の治療費に関しては、無料となる。

（医療機関が、労働基準監督署へ療養費を請求）

2. 労災指定病院でない医療機関にかかった場合

答：（case1） 当該病院が、管轄社保・市区町村等へ診療報酬を請求済み。

→まず、本人は、管轄社保・市区町村等に医療費の差額（7割相当額）を返還し、「療養の給付たる療養の費用請求書（16号の5）」（市区町村等のレセプトがある場合は、医師の証明は必要ありません。）に事業所を管轄する社会保険事務所または住所地を管轄する市区町村等へ、差額を返還した領収書の原本・診療報酬明細書（レセプト）の写等（これは、差額を返還したら市区町村等から郵送される）を添付して事業所を管轄する労働基準監督署へ請求。

（case2） 当該病院が、管轄社保・市区町村等へ診療報酬を請求していない。

→「療養の給付たる療養の費用請求書（16号の5）」と領収書を当該医療機関に提示のうえ、医療費を全額（3割負担した他、残り7割分）負担し、（ただし医療機関によっては、提示書類・対応が異なるため、要確認）その後、医師の証明がある「療養の給付たる療養の費用請求書（16号の5）」に領収書の原本・診療報酬明細書（レセプト）の写（この場合は、診療報酬明細も医師が証明することを原則とする）を添付して事業所を管轄する労働基準監督署へ請求。